

# 精華町立中学校に係る部活動の方針

精華町教育委員会

## 1. 目的

- (1) 興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行う部活動を通して、生徒に、より高い水準の技術や記録に挑戦させたり、各種大会やコンクール並びに発表会等に参加し、活動を実践させることで、楽しさや喜びを味あわせる。
- (2) 生徒の自主性を重んじて活動させることで、生徒が互いに協力し合ったり、友情を深めていくなど、好ましい人間関係の形成を促す。
- (3) 体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む。

## 2. 入退部

- (1) 部活動は、生徒の自主的・自発的に行うものであるため、その入退部においては、生徒の自由意思に基づくこととする。
- (2) 入退部する場合は、各校の規定に基づき、文書の届出により行う。その際、保護者の承認を必要とする。

## 3. 活動計画

- (1) 年度当初に「年間活動計画」を各部活動ごとに作成し、校長の許可を受ける。
- (2) 毎月1日に、「月間活動計画」を提出し、校長の許可を受ける。
- (3) 校外にて活動を行う場合は、「校外活動届」を校長に提出し、許可を受ける。

## 4. 活動時間

- (1) 平日は2時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は原則3時間程度とする。（長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる）
- (2) 公式大会やコンクール、対外試合や複数校の交流イベント等における活動については、通常の休日練習とは違い、3時間を超えた活動時間となる場合もあり得る。その場合には、生徒の身体的・精神的な負担軽減やバランスの取れた学校生活の実現の観点から、翌日等にしっかりと休養日を設けることとする。

## 5. 休養日

- (1) 週当たり土・日曜日を含む2日以上設定すること。
- (2) 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保すること。
- (3) 定期テストや学校行事に関わって、練習等が生徒の学習等の学校生活に負担となると考えられる場合は、活動を休止する。

## 6. その他

- (1) 「学校の部活動に係る方針」及び「活動計画」等は保護者等に公表（学校のホームページ等）すること。

- (2) 学校、指導者 生徒、保護者、地域等の間で、十分な説明と相互の理解のもとで運営・活動できるようにすること。